

財産管理の希望

記入日 年 月 日

もしものときに、どのように財産を管理するかを記しましょう（具体的な財産の状況は5章で記入）。準備をしていないと、弁護士など知らない人が財産を管理する可能性も。

≫ 希望する財産管理の方法

- 任意後見契約※1を締結している 法定後見人制度の利用を希望する
 委任契約を締結している キーパーソンに任せる
 民事信託契約※2を締結している

※1 将来認知症になったときに備えて、財産管理などを家族や第三者に依頼する制度（→ p21）。
 ※2 家族信託ともいい、家族に財産管理などを任せる仕組み。委託者と受託者が信託契約を結ぶ。

≫ 願う人（後見人等）

名前	職業：
立場	<input type="checkbox"/> 任意後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 受託者 <input type="checkbox"/> 法定後見人候補者 <input type="checkbox"/> その他：
住所	〒
連絡先	
備考	

≫ 次のような場合は、後見人等に連絡してください。

- 認知症の診断を受けた時 不動産の管理や処分が必要になった時
 入院・入所の手続きが必要になった時 相続手続きが必要になった時
 介護保険を利用する時 税務申告が必要になった時
 預貯金などの管理が必要になった時 訴訟手続きが必要になった時
 その他：

❗ 認知症に備えるには

認知症とは

認知症は、脳の障害により記憶力や思考力、判断力などが低下する病気です。共通して現れる中核症状（記憶障害など）と、個人差のある周辺症状が絡み合いながら、症状が進行します。

財産管理が困難になったときは

認知症になると、心配なのが財産の管理です。通帳やカードなどの重要なものをなくしたり、必要のない契約をしてお金を使ったりと、さまざまな危険が伴います。

もし、何も準備をせずに認知症になると、「法定後見」により、後見人が家庭裁判所で選ばれ、その後見人のもとで、財産が管理されます。後見人には、弁護士や司法書士など知らない人が選任される場合があり、問題点もあります。

法定後見の問題点

- 1 選任までに時間と労力がかかる
- 2 適任者が選ばれる保証がない
- 3 医療についての同意権がない
- 4 死後の事務手続きができない

そこで利用したいのが、任意後見制度をはじめとする財産管理制度です。

制度を利用するときは、あとから家族や親族とトラブルにならないよう、了解を得ておくことをお勧めします。

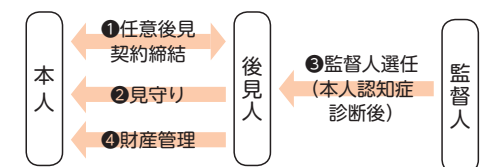
また、③や④は、他の終活ツールを活用することで対応が可能です。

任意後見契約

元気な人が、将来認知症になった場合に備えて契約する制度です。公証役場で任意後見契約書を作成します。

認知症との診断が出たら、任意後見監督人が選任され、後見人が監督人の監督のもとであなたの財産を守ります。

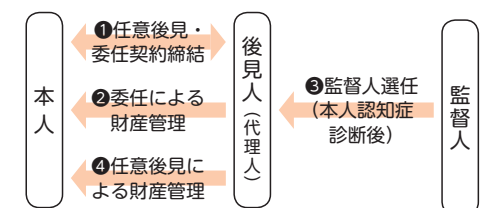
後見人が行う主な仕事は、預貯金や証券口座、不動産などの管理や銀行印などの保管、日常の契約や税務申告の代理などです。



財産管理等の委任契約

元気な人が、体が不自由になった場合に備えて契約する制度です。

任意後見契約は認知症になってからしか活用できないため、任意後見契約と委任契約をあわせて結んでおくことで安心です。



財産管理制度の違い

法定後見	<ul style="list-style-type: none"> ・特に何も準備せず認知症になった場合 ・家庭裁判所が後見人等を選任
任意後見	認知症に備えて契約
委任	体が不自由になった場合に契約